

# ブータン王国2008年国民議会議員選挙と その制度的特徴

諸 橋 邦 彦

## はじめに

本稿は、2008年3月24日に実施されたブータン王国国民議会 ('*brug gi rgyal yongs tshogs 'du*: National Assembly of Bhutan 下院に相当) 議員選挙に関し、その制度的枠組みと実際の選挙の展開につき紹介し、その上で選挙制度の特徴を分析して、その制度創設の意図や将来的な課題等について考察するものである。

ブータン王国(同国の公用語であるゾンカ語では、「ドゥック・ユル ('*brug yul*: Druk Yul. 「雷龍の国」の意))は、ヒマラヤ山脈東端に位置し、北を中国、南をインドという2大国に挟まれた国家である。インドとの間では1949年にインド・ブータン条約を締結し(2007年に改定)、外交面で緊密な関係を保持している。面積は3万8394km<sup>2</sup>、人口は約70万8000人(2011年政府発表)である<sup>1</sup>。民族は、西部<sup>2</sup>に主に居住するガロン (*snga*

---

※インターネットの閲覧日は、特に断りが無い限り2013年1月7日である。

1 「国名：ブータン王国」外務省ホームページ <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/data.html>>

2 本稿では、“31 candidates confirmed: DNT,” *Bhutan Broadcasting Service (BBS)*, July 14, 2012. <<http://www.bbs.bt/news/?p=15225>>に従い、ブータン20県を地域として以下のように分類する。東部はタシガン (*bkra shis sgang*: Trashigang)、モンガル (*mong sgar*: Mongar)、ルンツェ (*lhun rtse*:

*long*: Ngalop)、東部に主に居住するシャルチョパ (*shar phyogs pa*: Sharchop)、モンパ (*mon pa*: Monpa) などのチベット系と、南部に主に居住するロツァムパ (*lho mtshams pa*: Lhotshampa) などのネパール系に大きく二分され<sup>3</sup>、後者は国内人口の2割から3割を占めているとされる<sup>4</sup>。言語については、ゾンカ語が国語であると憲法で定められており（憲法<sup>5</sup>第1条第8節）、英語も政府公用語として幅広く使用されているが、南部で広く話されているネパール語を含め他に18種類の言語が存在する<sup>6</sup>。宗教

Lhuentse)、タシヤンツェ (*bkra shis gyang tse*: Trashiyangtse)、ペマガツェル (*pad ma dga' tshal*: Pemagatshel)、サムドゥブ・ジョンカル (*bsam grub ljongs mkhar*: Samdrup Jongkhar) の6県。西部はパロ (*spa ro*: Paro)、ティンプー (*thim phu*: Thimphu)、ワンデュ (*dbang 'dus*: Wangdue)、ハ (*haa*: Haa)、ガサ (*mgar sa*: Gasa)、チュカ (*chu kha*: Chukha)、プナカ (*spu na kha*: Punakha) の7県。中央部はトンサ (*krong gsar*: Trongsa)、シエムガン (*gzhams sgang*: Zhemgang)、ブムタン (*bum thang*: Bumthang) の3県。南部はサムツェ (*bsam rtse*: Samtse)、サルパン (*gsar spang*: Sarpang)、ダガナ (*dar dkar na*: Dagana)、ツイラン (*rtsi rang*: Tsirang) の4県。

3 日本ではチベット系とネパール系の二分が一般的だが、主要民族をガロン、シャルチョパ、ロツァムパの3種類とする見方も存在する。Madhu Rajput, *INDO-BHUTAN Relations through Prism of History*, Manak Publications, 2011, p.8.

4 Rajesh S. Kharat, *Foreign Policy of Bhutan*, Manak Publications, 2005, p.17.

5 ブータン王国憲法については、ゾンカ語版・英語版のテキストを憲法起草委員会ホームページ <<http://www.constitution.bt/>>に掲載されている。ゾンカ語版からの和訳については、諸橋邦彦・坪野和子「ブータン王国2008年憲法〔仮訳〕」『環日本海研究年報』16号, 2009.2, pp.164-189.を参照。なお、本稿で使用する憲法や後述する選挙法の条文番号等は、いずれも現行法の条文番号である。2008年国民議会議員選挙当時、憲法と選挙法は「草案」段階にあったがそのまま選挙で適用されている。草案段階では該当条文の番号が現行法と異なっている場合もあることを、お断りさせていただきたい。現行の選挙法（ゾンカ語・英語）については、ブータン国民議会ホームページ <<http://www.nab.gov.bt/ActParliament/2ElectionEng.pdf>>を参照。

6 西田文信「マンデビ語初期調査報告」『千葉大学 人文研究』38号, 2009, p.64. 一方、Madhu Rajput, *op.cit.* (3), p.9. は、現在のブータンの言語を①ゾ

については、チベット仏教ドゥック派が国内多数派にして事実上国教的な地位を占めているものの、憲法上では国教規定を設けていない。ドゥック派以外では、チベット仏教ニンマ派やボン教、ヒンドゥー教なども地域によって広く信仰される。なお、政治と宗教との関係では、政教分離、特に寺院組織及び出家者による政治関与を一切禁止することを、憲法第3条第3節で明記している。また、政党が選挙上の得票を目的として宗派（宗教）に基づく煽動を行うことを禁止する条項（憲法第15条第3節）も憲法には置かれている。以上からブータンは、「政教分離主義」（セキュラリズム）を採用していると解釈できる。

ブータンは1907年以来世襲君主制の体制にあり、長らく（中東を除く）アジアで唯一成文憲法典を有したことが無い国であった。しかし歴代国王、殊に第3代国王以降の3人の国王は各種国政改革を推進し、前国王（第4代国王）ジグメ・シンゲ・ワンチュク王（*jigs med sengge dbang phyug*: Jigme Singye Wangchuck）治世の2001年から成文憲法典編纂を開始、2005年3月に最終的な憲法草案を公表した。この憲法草案は、ブータンの国制を「民主的立憲君主制」（*dmangs gtso'i rtsa khrims can gyi rgyal po'i gzhung*: Democratic Constitutional Monarchy）へ移行することを掲げており、これに基づいて初の民選による立法府・行政府の組織が目指された。現国王（第5代国王）ジグメ・ケサル・ナムゲル・ワンチュク王（*jigs med ge sar nam rgyal dbang phyug*: Jigme Khesar Namgyel Wangchuck）の下、2007年12月から2008年1月にかけて、ブータン史上初の普通国政選挙となる国家評議会（*'brug gi rgyal yongs tshogs sde*: National Council of Bhutan 上院に相当）<sup>7</sup>議員選挙が実施され、更に2008年3月の国民議会議

---

ンカ語、②ブムタンカ語（*bum thang kha*: Bumthangkha, 中央部で話される）、③シャルチョプカ語（*shar phyogs kha*: 東部で話される）、④ネパール語の4種に大別している。

7 国家評議会は、各県から1名ずつ直接選挙で選出される20名の国民代表議員、及び5名の国王指名議員、計25名の議員で構成される。なお国家評議会

員選挙が実施された。この国民議会議員選挙の結果に基づいて翌月には初の民選総理大臣が任命され、7月18日には国王と両院で構成される国会で新憲法が成立・公布されたのである。

以上から見ても、2008年国民議会議員選挙は、ブータンの政治史において極めて重要な選挙であることは明らかである。しかし、日本語文献でこの選挙について詳細に報告している例は、ペマ・ギャルポ桐蔭横浜大学教授による「ブータン選挙報告」(『海外事情』2008年5月)しか見当たらないのが現状である<sup>8</sup>。この記事が刊行された同月には、国民議会議員選挙の選挙監視の任にあたった欧州連合(EU)選挙監視団(European Union Election Observation Mission (EUEOM))の最終報告書が公表され、翌2009年には有権者へのインタビュー調査なども実施して同選挙につき詳細に分析した*Drukyl Decides* が国立ブータン研究所(*dpal 'brug zhib 'jug lte ba*: The Centre for Bhutan Studies)から刊行された。本稿は、これら先行業績に大きく拠りつつ論述を行ったものである。

なお本稿で述べられた見解は、あくまで筆者個人のものであり、筆者自身の所属機関を含めいかなる公的機関その他の見解を示すものでもないことを、ここでお断りさせていただきたい。

---

議員は、政党への所属を禁止されている。

- 8 井上恭子「第8章 ネパール・ブータン」山影進・広瀬崇子編著『南部アジア』(世界政治叢書 第7巻)ミネルヴァ書房、2011、pp.160-163.や、村山真弓「12 南アジア東部地域の動き—インド北東地域・バングラデシュ・ネパール・ブータン」堀本武功・三輪博樹編著『現代南アジアの政治』放送大学教育振興会、2012、pp.191-193.もブータンの現代政治について記述している。しかし2008年国民議会議員選挙については、いずれも僅かしか言及していない。この他、ブータン政治を主テーマとした書籍ではないが、根本かおる『ブータン「幸福な国」の不都合な真実』(河出書房新社、2012年)は、52~54ページで当該選挙について簡潔に言及している。

## I 選挙制度

### 1 選挙権・被選挙権・政党要件

この節では、国民議会議員選挙における選挙権者（以下、「有権者」とする。）ならびに有権者により投票を通しての審判が下される被選挙権者および政党について、憲法・選挙法の規定からその概要を紹介する。

#### (1) 選挙権・被選挙権

ブータン国籍（市民権）を保有、指定日の時点で18歳以上、指定日の1年以前から当該選挙区に居住（登記所での登記）等の条件を満たしている者は、選挙委員会（'brug gi btsag 'thu lhan tshogs: Election Commission of Bhutan (ECB)）に申請し選挙人名簿に登録されることで選挙権を付与される<sup>9</sup>。2008年国民議会議員選挙においては申請締切日が2008年2月1日とされ、推定選挙権有資格者数（378,786人）の84.1%に当たる318,465人が登録を行った<sup>10</sup>。ただし、いくつかの欠格要件があり、①裁判所により心神喪失と判定された者、②王族、③宗教関係者等は選挙権を付与されな

---

9 憲法第23条第2節、選挙法第100条各号。この「指定日」とは、選挙委員会が指定する日である（選挙法第100条イ号）。2008年国民議会議員選挙においては、年齢要件につき指定日を2008年1月1日時点とした。その一方で、居住要件はある程度緩め、2007年8月1日より前に当該選挙区の登記所に登記された者とした（すなわち、投票日前7か月強の時点で当該選挙区に居住しているならば、選挙人名簿登録が可能となった）。European Union Election Observation Mission (EUEOM), *Bhutan Final Report: National Assembly Elections, 24 March 2008*, May 21, 2008, p.13. <[http://www.eeas.europa.eu/eueom/pdf/missions/eu\\_eom\\_bhutan\\_2008\\_final\\_report.pdf](http://www.eeas.europa.eu/eueom/pdf/missions/eu_eom_bhutan_2008_final_report.pdf)>

10 Gyambo Sithey&Tandi Dorji, *Druknyul Decides: in the Minds of Bhutan's First Voters*, Centre for Research Institute, Bhutan, 2009, pp.356-359. なお、内務文化省のデータによると、2008年2月20日時点で登記されているブータン国民（市民）の数は577,782人であった。EUEOM, *Ibid.*, p.14.

い<sup>11</sup>。被選挙権は、立候補申請時点で年齢25歳以上65歳以下の有権者である。なお、国政選挙たる国民議会議員選挙であるにもかかわらず、当該選挙区で選挙人名簿に登録されていることが被選挙権付与の要件とされている（「落下傘候補」の投入が事実上不可能）。被選挙権については他にもいくつか要件があるが、中でも重大な論点となったのは、「正式な大学の学位」の所持が含まれていることである<sup>12</sup>。EUEOM最終報告書によると、2008年当時のブータンでの大学学位所持人口は約1万5千人と推測され、これは当時の人口の約2%強程度の割合でしかない。ブータン側の官僚や政党指導者はEUEOMの聴取に対し、史上初の民主選挙では国民議会議員として「適任の人物」を保証する必要があることを学位要件設定の理由として説明したという<sup>13</sup>。

また、被選挙権の欠格要件としては、①重大な刑事犯罪により収監された者、②選挙に係る腐敗行為で有罪となった者、③公共サービスを停止されている者、④選挙支出の明細を正当な理由なく適法に報告できなかった者、⑤選挙運動資金の募集につき私人に対して勧誘・懇願をなした者、⑥ブータン国籍を持たない者と婚姻している者などがあげられ、中でもこれら6項目の違反者については被選挙権を永久に（permanent）剥奪（ただし⑥については、後に婚姻相手が国籍を取得した場合には剥奪を解除）す

---

11 憲法第3条第3節、選挙法第102条各号・第183条・第184条。なお、ここでの「宗教関係者」とは、仏教の活仏や僧侶、ヒンドゥー教の僧侶等を主に対象としている。EUEOM最終報告書は、宗教関係者の選挙権制限について、世界人権宣言第2条に基づいて判断するならば合理的な選挙権の制限として認容できない、と批判している。EUEOM *Ibid*, pp.13-14.

12 憲法第23条第3節各号、選挙法第176条各号。EUEOM最終報告書は、大学学位所持者のみに被選挙権を付与することについては、世界人権宣言第2条に基づいて判断するならば合理的な選挙権の制限として認容できない、と批判している。*Ibid*, p.16.

13 *Ibid*.

ることを選挙法は定める<sup>14</sup>。このほか、選挙法で定める公職者や法人の役職者等も被選挙権を付与されない<sup>15</sup>。

## (2) 政党

### ① 政党要件（選挙委員会登録要件）

国民議会議員選挙の候補者は、政党に所属することが求められており、無所属の者が立候補することは認められていない。これは後述するように、国民議会議員選挙は2回投票制がとられていて、第1回投票（憲法上の用語は「事前投票」）では政党への投票が実施されるためである。

政党が実際に国民議会議員選挙に参加するためには、ECBの登録を受けなければならない。登録のための要件としては、①憲法への堅貞なる盟誓が奉じられている、②国の主権、平穩、統一及び一体が奉じられている、③党員の資格が地域・男女・言語・宗派・共同体における素性に基き付与されるものではない、④国内の大部分の地域において党員の責任・支援を伴う基盤が広大なものとなっている、⑤党員以外の者や外国から献金・寄贈等を受領していない等がある<sup>16</sup>。憲法第15条第3節では、政党が選挙に際して地域・民族・宗派に依存した投票人への煽動を行ってはならないことも定めている。

このほか憲法第15条第11節によれば、最高裁判所は、ある政党について、その目標や理念が違憲であること、あるいは外国からの献金・寄贈等を受領していること等を理由として、当該政党の解散を宣告することができる。また選挙法第139条によれば、ECBは、政党名に問題点が存する政

---

14 憲法第23条第4節、選挙法第179条各号・第180条各項。EUEOM最終報告書は、永久の剥奪は不均衡であり再検討が必要であると指摘し、特に⑥ブータン国籍を持たない者と婚姻している者についての欠格要件は、非合理的な制限であると批判している。*Ibid.*

15 選挙法第179条ヌ号・第163～166条。

16 憲法第15条第4節各号、選挙法第136条各号。

党や軍隊的・準軍隊的構造を備える政党について、その登録を拒否することができる。

## ②政党のフォーマットに関する規定

選挙法は、政党の組織や運営についても詳細な規定を置いている。まず政党は、ECBへの登録申請に際し、①党名・党員名簿、②党章、③本部所在県、④文書宛先、⑤党首・事務局長・会計担当者等の氏名・住所、⑥地方支部、⑦党綱領につき報告しなければならない<sup>17</sup>。政党は、党の収入・支出・債務について記録を保持しなければならず、毎会計年度終了後3月以内にECBが定める方法で会計報告を実施しなければならない<sup>18</sup>。更に、通常時における登録政党の収入源は、①党員が入党の際に支払う登録料、②党員が支払う（年間）党費、③党員による献金（1人当たりの上限は10万グルタム）の3種類に限られている<sup>19</sup>。すなわち党員以外の者からの献金授受は認められていない。これら以外に選挙時については、政党・候補者は、「公的選挙運動基金」から選挙運動資金を受け取ることができる。

17 選挙法第135条各号

18 選挙法第152・153条。ECBによる政党財務への統制は、かなり強力なものとなっている。ECBは、既存の2政党であるDPTとPDPに対し、2012年6月30日までに党の債務を完全に清算するよう要求し、事実上これを次回2013年国民議会議員選挙への参加要件とした。DPTは期限内に、PDPは期限後ではあったが、いずれも債務を清算し、8月31日にECBは両党の次回選挙参加を承認した。“PDP, DPT parties come out clean,” *Kuensel*, September 1, 2012. <<http://www.kuenselonline.com/2011/?p=36092>>

19 選挙法第158～162条。なお2012年9月に改正・施行された「ブータン王国2012年政党規則」では、党員1人当たりの献金上限が10万グルタムから50万グルタムに引き上げられ、その一方で登録料は3,000グルタム、党費は5,000グルタムとそれぞれ上限が設定された（同規則第12節から第14節）。“Political Party Rules of the Kingdom of Bhutan, 2012,” pp.15-16. The Election Commission of Bhutan Website <[http://www.election-bhutan.org.bt/2012/22102012\\_RULES/PoliticalPartyRules2012.pdf](http://www.election-bhutan.org.bt/2012/22102012_RULES/PoliticalPartyRules2012.pdf)>



2008年国民議会議員選挙に際しては、候補者1人当たり①10万グルタムの選挙運動資金、②2万グルタムの旗作成費用、③ポスター・葉書の費用がECBから交付された<sup>20</sup>。

## 2 国民議会の選挙制度

この節では、前節の要件の下で選挙戦への参加を認められた候補者・政党が、いかなるルールの下で国民議会の議席を争い、どのように得票が議席へと変換されるかについて解説する。国民議会の議員定数は、憲法第12条第1節で最大55人と規定されているが、2008年の国民議会議員選挙では47人が選出されることになった(2013年も同様)。有権者の投票方法としては投票所での電子投票<sup>21</sup>が採用されているが、公務員・外交官・軍人・選挙事務関係者・学生などは郵便投票も可能である<sup>22</sup>。選挙制度は、下記のような2回投票制が採用されている。

### (1) 第1回投票

まず、ECBに登録された全ての政党が、国民議会の会期終了時または国民議会解散時に行われる第1回投票に参加し、有権者は「政党」に対して投票を行う。多数票を獲得した上位2党が本選挙へ進出することになる。ただし2008年国民議会議員選挙では、ECBへの登録を認められた政

---

20 EUEOM, *op.cit.* (9), p.8. 憲法第16条第1・2節。

21 ブータンの電子投票では、インド製のボタン式電子投票機を採用している(湯浅壘道「各国の電子投票制度」『九州国際大学法学論集』14巻3号、2008.3, pp.28-29,31-32.)。詳細な手順については、“Electronic Voting Machine,” Election Commission of Bhutan (ECB) Official Website <<http://www.election-bhutan.org.bt/images/stories/InPraiseofIndianElectronicVotingMachine.pdf>> 参照。

22 選挙法第331・332条。

党は2党しかなく、第1回投票は実施されなかった。2012年4月にECBは、第1回投票で敗退した政党の候補者につき、敗退した政党を離党して第2回投票に進出した2政党へ移籍して、その候補者となることは許される、との見解を表明している<sup>23</sup>。

なお、ある登録政党が、2度の国民議会議員選挙において、連続して第1回投票で有効投票総数の10%以上の得票に失敗した場合には、その登録を取り消されることになる（選挙法第147条ホ号）。

## (2) 第2回投票

第2回投票では、各選挙区から1人ずつを選出する単純小選挙区制が採用されており、全国20県はそれぞれ2～7人の議員を選出する。選挙区の区割り、選挙法に基づき設置された区割り委員会がなすこととなっており、可能な限り選挙人数に比例配分して区割りしなければならない<sup>24</sup>。第2回投票で多数の議席を得た一方の政党が執政党とされ、その党首が総理大臣となり内閣を組織する。他方の政党は反対党となり、執政党の政策遂行等を監視することになる<sup>25</sup>。なお憲法第15条第10節によれば、一方の政党に所属する国民議会議員が自党から逃避して相手方の政党に加入することは禁じられている。

実際の47選挙区の区割りを見てみると、20県の中で最も多い選挙区を擁したのは、東部タシガン県の5選挙区であった。有権者数が極端に少ない西部・北辺のガサ県は、789人と768人の2選挙区に区割りせざるを得なかった。他の19県の選挙区を見ると、登録投票人数が最少の選挙区は中央部ブムタン県チュメイ・ウラ選挙区の2,652人、最多の選挙区は南部

---

23 “Switch parties, stay in race.” *Kuensel*, April 19, 2012.

<<http://www.kuenselonline.com/2011/?p=30160>>

24 憲法第12条第1節、選挙法第5条各項。

25 憲法第15条第8節。

サルパン県ゲレブ選挙区の11,803人であった。ガサ県を含めた場合の一票の格差は15.37倍、ガサ県を除くと一票の格差は4.45倍となっている<sup>26</sup>。

## II 国民議会議員選挙の展開と結果

### 1 政党の結成

#### (1) 政党結成の背景

ブータンでは、第3代国王ジグメ・ドルジ・ワンチュク王 (*jigs med rdo rje dbang phyuk*: Jigme Dorji Wangchuck) の勅令により国民議会が1953年に創設された。この国民議会は、官僚代表、僧院組織代表、国民代表の3種の議員から成り、設立当初は立法府というよりは国王の諮問機関と言うべき存在であった。その後、次第に国民議会は立法府としての権限や地位を確立していくことになるが、議員は政党に属すことを禁止され、普通選挙に基づく選出とはなっていなかった。また、ブータンの政治的文脈における「政党」とは、それはネパール系難民のための政党である国外の亡命政党を指していた(ネパール系難民問題、いわゆる「南部問題」については後述)。

すなわち、ブータンには政党文化が国内に存在しない状況であった。ところが2005年3月に公表された憲法最終草案は、国民議会議員選挙参加のためには政党組織が必要であることを明らかにし、政党の容認ないしは義務化へと舵を切ったのである。ただし、各種法制から見ても、反体制派の国外亡命政党が国民議会議員選挙に参加し得ないことは明らかであったため、国内の旧国民議会議員などが中心となって新たな政党の結成に動くことになる。

しかし国内での新政党結成の動きは遅々として進まず、2007年3月には

---

26 EUEOM, *op.cit.* (9), pp.35-36.

ECBがこの状況に懸念を示す公告を行うほどであった<sup>27</sup>。ECBでの登録を認められるためには「全国政党」の組織が必要であったが、旧国民議会議員の間では、全国レベルでの指導力を有するリーダーが見出されなかったのである。結局、政党のリーダーたり得る存在は国内政策を指導してきた現職大臣たちに限られ、彼らが政党結成の鍵を握った。

## (2) 国民民主党 (PDP)

最初に国民議会議員選挙参加へ向けて準備を整えることに成功した政党は、国民民主党 (*mi ser dmangs gtso'i tshogs pa*: People's Democratic Party (PDP)) である。PDPは76人の旧国民議会議員を中心に結成された。2007年7月、PDPより党首就任要請を受けていたサンゲ・ゲドゥプ (*sangs rgyas dngos grub*: Sangay Ngedup) 農業大臣が大臣職を辞し、正式にPDP党首となる。PDPはブータン史上初の合法政党として、2007年9月にECBに登録された。

サンゲ・ゲドゥプ党首は前王妃の実兄、すなわち現国王の伯父にあたる人物である。インドの聖ステファノ大学を卒業後に各国大使や政府各職を歴任した。1998年から大臣評議会（内閣に相当）の構成員となり、厚生教育大臣と農業大臣を務め、輪番制での総理大臣にも2度就任した。なお党首の父（前国王の義父）は、1950年代から材木業や建材業で財をなして、ブータン西部・南部を中心に広大な土地を所有し、国内最有力の企業グループの1つであるシンゲ・グループ (Singye Groups) を擁している<sup>28</sup>。

---

27 Sonam Kinga, *Polity, Kingship and Democracy: A Biography of the Bhutanese State*, Ministry of Education, Royal Governments of Bhutan, 2009, p.304. なお著者のソナム・キング (*bsod nams kun dga'*) 氏は、現職の国家評議会議員である。

28 "Bhutanese vote sees rejection of King's in-laws," *Reuters*, March 25, 2008. <<http://www.reuters.com/article/2008/03/25/us-bhutan-election-idUSISL4141920080325>>; "Private sector giants," *Kuensel*, April 26, 2008.

PDPの党章は、空に向かって駆ける白馬である。白馬は政党のダイナミズム・進歩・清廉を示し、空は国家の平和と繁栄を示すとしている。

### (3) ブータン圓滿党 (DPT)

PDP以外にも、同じく旧国民議会議員によって結成されたブータン国民統一党 (Bhutan People's United Party (BPUP)) や、BPUPから分派した全国民党 (All People's Party (APP))、県知事経験者が率いるブータン国民党 (Bhutan National Party (BNP)) などが存在したが、いずれも単独ではECBへの登録は困難と見られていた。そこへ、これらの政党から党首就任の要請を受けていたジグメ・エーセール・ティンレー (*Jigme 'od zer 'phrin las*: Jigme Yoser Thinley 以下、「ジグメ・ティンレー」と表記。) 内務文化大臣 (当時) が登場する。ジグメ・ティンレー氏は上記3政党の統合を進め、7月11日にブータン圓滿党<sup>29</sup> (*'brug phun sum tshogs pa*: Druk Phuensum Tshogpa (DPT)) を成立させた。党首にはジグメ・ティンレー氏が就任し、2007年10月にECBで政党登録を受けた<sup>30</sup>。

ジグメ・ティンレー党首は、国立ブータン研究所所長のカルマ・ウラ (*karma u ra*: Karma Ura) 氏とともに「国民総幸福」(*rgyal yongs dga' skyid dpal 'dzoms*: Gross National Happiness (GNH))<sup>31</sup>の理論的構築を行った人

<<http://www.kuenselonline.com/2011/?p=10206>>

29 日本では一般に「ブータン調和党」との訳語が使用されているが、ゾンカ語の語義に基づき「ブータン圓滿党」を使用する。EUEOM *op.cit.* (9), p.6も、“Party of Blissful Harmony,”の英訳語を当てており、単なる「調和」の意味とは捉えていないことが明らかである。

30 DPT結成後、候補者選定過程をめぐる党内紛争が発生し、BPUPやBNP出身の指導者がDPTを離脱、BPUPを再結成した。しかし2007年11月、BPUPはECBから「信頼できるリーダーシップ」が存在しない等の理由により登録を拒否され、選挙参加を認められなかった。

31 GNHとは、第4代国王の言によれば、経済発展は環境保全や文化的の独自性維持との調和がとれたものであるべきとする概念であり、現在でもブータ

物の1人として知られる。米国ペンシルベニア大学で公共政策修士号を取得した後、帰国して政府での各職を歴任した。サンゲ・ゲドゥブ党首と同様に1998年から大臣評議会の構成員となり、外務大臣と内務文化大臣を務め、輪番制での総理大臣にも2度就任した。1998年、2003年の大臣信任投票ではいずれも最高位の信任率であった。

DPTの党章は、空高く飛翔する3羽のオグロゾルである。3羽の鶴は、①無垢なる環境の尊重に係る誓約、②国王への奉仕とその擁護、③民主的の原則・実践を至上とする国家・国民をそれぞれ意味するとしている。

#### (4) 両党の共通点と相違点

##### ①共通点

PDP、DPTの両党とも、旧国民議会議員たちが結成した組織が発展して形成され、最終的に総理大臣経験者を党首として擁立したという共通点を持つ。候補者の顔ぶれを見ても、官僚や教師等が大半を占めており、平均年齢もPDPが41.98歳、DPTが41.68歳でほとんど差がない<sup>32</sup>。

両党が掲げるイデオロギー・政策内容も大差がなく、いずれも第10次5か年計画<sup>33</sup>に沿った政策提案を行い、GNHの提唱、衛生部門・農村地域・道路網におけるインフラの改善、教育水準の向上、環境・文化の保護などの重要性を強調していた。

ンの国是と言うべき理念となっている。1970年代に初めて提唱され、本文にもあるとおり、現在に至るまで理論的構築の作業が進められている。GNHの4本の柱とされるものは、①公平にして平等な社会的・経済的開発、②文化と精神的遺産の保存と振興、③環境の保全、④良き統治である。

32 Gyambo Sithey&Tandi Dorji, *op.cit.* (10), pp.227-352. 掲載の国民議会議員選挙候補者プロフィールに基づく。

33 ブータンでは1961年以来5か年計画を実施してきており、現在は2008年から2013年までの第10次計画が実施されている。計画の詳細については、ブータンGNH委員会ホームページ <<http://www.gnhc.gov.bt/five-year-plan/>> を参照。

図1 DPTとPDPの候補者比較

		DPT	PDP			DPT	PDP
年齢層	25 - 30	11	2	公務員(官僚・教員等)出身者	35	39	
	31 - 35	3	7	首相経験者	3	1	
	36 - 40	8	10	大臣（首相経験者含む）	5	2	
	41 - 45	6	15	女性候補	4	6	
	46 - 50	7	6	ロツァムパ候補	9	6	
	51 - 55	6	7	欧米圏留学経験	19	28	
	56 - 60	6	0	軍・警察の出身者・関係者	7	1	
	61 - 65	0	0				
平均年齢		41.68	41.98				

出典：Gyambo Sithey & Tandi Dorji, *Drukyl Decides: in the Minds of Bhutan's First Voters*, Centre for Research Institute, Bhutan, 2009, pp.227-352; EUEOM, *Bhutan Final Report National Assembly Elections, 24 March 2008*, 21 May 2008, pp.5, 24. に基づき筆者作成

## ②相違点

しかし、両党の成り立ちや候補などを細かく見ていくと、実は相違点も見えてくる（図1参照）。まずPDPは、サンゲ・ゲドゥブ党首1人の強力なリーダーシップにより成立した政党であり、党首やその家族が影響力を持つ西部各県での支持が強かった。一方のDPTは、3党が合併して成立した政党であり、ジグメ・ティンレー党首以外にも首相経験者が2人いるなど実力者が複数存在した。DPTの支持が特に強かった地域は、ジグメ・ティンレー党首が立候補したペマガツェル県を含む東部地域である。

また候補者の年齢分布も、平均年齢で見ると両党に差はないが、どの年齢層が分厚いかを見てみると興味深い差が見受けられる。まずPDPは、30～45歳の候補が太宗を占めていることがうかがえる（PDP32人、DPT17人）。これに対してDPTは、最も若い25～30歳の層が11人と同党全候補の4分の1近くを占めている一方で（PDPは2人）、最も高齢である56～60歳の層も6人いる（PDPは0人）。

ロツァムパ候補はDPT9人、PDP6人とDPTが若干多い<sup>34</sup>。これは両党のロツァムパに対する態度の差が影響しているとも考えられ、この点については後述する。欧米圏（オーストラリア・ニュージーランドを含む）への留学経験を持つ候補についてはDPT19人、PDP28人と、PDPの方が明らかに多い。ただし、DPTの大臣出身候補5人は全員欧米圏への留学経験を持ち、逆にPDPのサンゲ・ゲドゥプ党首はその経験を持たないことにも注意を払う必要がある。一方、軍人・警察官出身である、または軍や警察での勤務経験を持つ候補は、判明している情報に基づく限りではDPT7人、PDP1人と、DPTの方が明らかに多い<sup>35</sup>。

両党の党員数を比較すると、国民議会議員選挙前の2007年12月31日時点でPDPは4,075人、DPTは1,142人であり<sup>36</sup>、国民議会議員選挙後の2008年6月時点ではPDPは21,422人、DPTは6,313人であったとされる<sup>37</sup>。PDPの方がDPTの3~4倍の党員を抱えていることになるが、これは（入党）登録料と党費の差によるものと考えられる。PDPは2007年まで登録料100グルタム、党費1,200グルタムと設定していたが、2008年以降は登録料1グルタム、党費4グルタムへと大幅に減額し、党員数拡大を図った。一方のDPTは、登録料100グルタム、党費200グルタムに設定している<sup>38</sup>。

両党党員による自党への献金（2008年6月時点）を見てみると、PDPの献金を行った党員の比率は党員全体の0.83%（177人?）にとどまり、しかも献金額の平均は72,555グルタムで、献金者の74.2%が上限の10万グルタムを献金していた。一方のDPTは、献金を行った党員の比率は党員全

34 EUEOM *op.cit.* (9), pp.5, 24.

35 Gyambo Sithey&Tandi Dorji, *op.cit.* (10), pp.227-352.

36 "Party finance – expenditure outstrips income," *Bhutan Observer*, February 11, 2008. <<http://www.bhutanobserver.bt/party-finance-%e2%80%93-expenditure-outstrips-income/>>

37 Gyambo Sithey&Tandi Dorji, *op.cit.* (10), pp.111-112.

38 *Bhutan Observer*, *op.cit.* (36); *Ibid.*



体の17.8%（1,125人）であり、献金額の平均は5,258グルタムであった<sup>39</sup>。ちなみに2008年の1人当たりGDPは、81,539.5グルタムであった<sup>40</sup>。これらから見ると、PDPでは党員の階層について、ごく一部の富裕層と大多数のそれ以外の者との極端な二分化が起きており、DPTはPDPと比較すると中間層が厚いことがうかがえる。実際に、PDPには有力な地主や実業家、官僚が結集していたことが報道された<sup>41</sup>。

### 3 選挙戦の展開

#### (1) 選挙運動

選挙運動は2008年1月22日から正式に開始され、両党の運動は概ね平和的で機会についても平等であった。これはインドを含む他の南アジア諸国で起こりやすい、死者を伴う暴力が発生する選挙とは大きく異なっていた<sup>42</sup>。ECBによる有権者教育・公告や、各候補が選挙運動に使用する道具等については、公式にはゾンカ語と英語のみであった。ただし実際の選挙運動では、ネパール語など少数言語の使用につき制限されることは無

---

39 *Ibid.*, pp.113-114.

40 *Bhutan at a Glance 2011*, National Statistics Bureau Royal Government of Bhutan, December 2011. <<http://www.nsb.gov.bt/pub/baag/BAAG%202011.pdf>>

41 “How PDP lost in 2008 and what DPT should learn for 2013,” *The Bhutanese*, November 28, 2012. <<http://www.thebhutanese.bt/how-pdp-lost-in-2008-and-what-dpt-should-learn-for-2013/>>

42 Madhu Rajput, “Revolution from the Above - Elections in Bhutan 2007-08,” *Bhutan From Theocracy to Democracy*, Gauttam Book Company, 2010, p.61. ただしブータンでも、選挙の実施そのものに大きな影響は及ばなかったものの、国外のネパール系難民が結成した武装組織（声明を發した例としては、「ブータン統一革命戦線」（United Revolutionary Front of Bhutan）があげられている）による選挙妨害の爆破テロが11件発生し、1人の死者を出した。EUEOM, *op.cit.* (9), p.7.

かった<sup>43</sup>。

各選挙区の候補者の公開討論やインタビュー番組は、国営のブータン放送公社（'brug rgyang bsgrags: Bhutan Broadcasting Service (BBS)）のテレビ・ラジオで放送された。EUEOMは、投票日直前の2008年2月25日にブータンでメディア・モニタリング機関を設置し、放送・新聞メディアの報道傾向につきモニタリングも行っている。モニタリングの結果から見ると、おおむね各メディアは公平に両党を取り上げていた<sup>44</sup>。

国民議会議員選挙の全プロセスは、憲法第24条に定める独立した機関のECBにより監督された。ECBは委員長1人と委員2人で構成され、委員長は2005年12月31日に任命されたクンザン・ワンディ（*kun bzang dbang 'dus*: Kunzang Wangdi）氏である。ECBは2006年1月以来、有権者教育や区割り、各種規則制定など国政選挙準備のための様々な活動を実施してきた。ECBによる選挙の監督については、両党から厳しすぎるとの批判があり、EUEOMもECBの一部措置等につき同様の指摘をしている。しかし全体としては、ECBはブータン史上初の国政選挙を成功裏に遂行しており、EUEOMもECBの活動は概ね公平にして透明かつプロフェッショナルリズムに基づくものであったと評価した<sup>45</sup>。なお、選挙プロセスにはインドや日本、EU、国際連合開発計画（UNDP）などの各国や国際機関が

43 EUEOM, *Ibid.* p.56.

44 詳細は、EUEOM 前掲 (9), pp.18, 22-23.を参照。モニタリングの対象となったメディアは、BBSのラジオ・テレビならびにクエンセル（*kun gsal*: Kuensel）、ブータン・オブザーバー（*Bhutan Observer*）、ブータン・タイムズ（*Bhutan Times*）の新聞3紙であった。なおEUEOMは、両党でなされた討論におけるテーマの割合について、経済（21%）、選挙（18%）、両党間関係（17%）、衛生・社会開発（10%）、教育・学校（8%）、国内政治（6%）、人権・マイノリティ（5%）、農業（5%）、労働・失業（4%）、汚職・腐敗（2%）、エネルギー（2%）だったとしている。

45 EUEOM, *op.cit.* (9), pp.12-13; Madhu Rajput, *op.cit.* (42), p.58.

様々な支援を行い<sup>46</sup>、また選挙監視団も派遣している<sup>47</sup>。

## (2) 南部問題

ブータンでは、1988年以降の政府による国家アイデンティティ強化政策（ゾンカ語の普及、ブータン式衣服の公式の場での着用義務づけ等）に反発した一部のロツァムパ住民が政府と衝突し、1990年以降ネパールへ亡命、10万人規模の難民となる事件が起きた<sup>48</sup>。いわゆる「南部問題」である。これらの難民は国外で政党や武装組織<sup>49</sup>を結成するなどしている

---

46 Gyambo Sithey&Tandi Dorji, *op.cit.* (10), p.105. UNDPは、日本政府からの約107万ドル（約1.1億円）の緊急無償支援を受けて、2007年以降、ECBスタッフの選挙実務研修、仮設投票所の設置・オフィス機材の導入、遠隔地の有権者のために選挙関連情報を伝達するためのTVセット等の設置、選挙・民主主義に関する番組の作成・放映等を行った。「ブータンでUNDP支援による初めての全国規模の選挙が実施」2008.3.24. UNDP駐日代表事務所ホームページ <[http://www.undp.or.jp/news/docs/2008\\_00200.shtml](http://www.undp.or.jp/news/docs/2008_00200.shtml)>; UNDP Bhutan, *Annual Report 2007-08*, pp.4-6. United Nation Development Programme (UNDP) Bhutan Official Website <[http://www.undp.org.bt/assets/files/publication/AR2008\\_e.pdf](http://www.undp.org.bt/assets/files/publication/AR2008_e.pdf)>

47 EUEOMの選挙監視活動については、前掲(9)などが掲載されている公式ホームページ <[http://eas.europa.eu/eueom/missions/2008/bhutan/index\\_en.htm](http://eas.europa.eu/eueom/missions/2008/bhutan/index_en.htm)>を参照。日本の選挙監視活動の結果については、外務省ホームページ <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/20/dga\\_0326.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/20/dga_0326.html)>を参照。なお日本から選挙監視団のメンバーとして参加した森靖之・日本ブータン友好協会副会長の教示によると、各国・機関の選挙監視員の内訳は、EU15人、インド4人、日本・カナダ・米国各3人、デンマーク・オーストラリア各1人であった。

48 日本語の情報・文献としては、外務省ホームページ 前掲注(1)；山本真弓「監訳者解説」レオ・E.ローズ（山本真弓監訳）『ブータンの政治』（明石ライブラリー34）明石書店，2001，pp.301-328；根本前掲注8などがある。国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）は2012年1月現在のネパール系難民の数を約5万9千人としている。United Nations High Commissioner for Refugees Official Website <<http://www.unhcr.org/pages/49e487646.html>>

49 例としては、前掲注42のブータン統一革命戦線の他に、ブータン人民党

が、現時点では残留した国内ロツァムパの間で広範な支持を得ることができていない。インド政府も、この問題についてはブータン政府支持を堅持している<sup>50</sup>。

2005年の憲法草案が公表されて以降、国内ロツァムパの有力者たちも、一定の政治集団を形成して政治的影響力を国政に及ぼそうと図り始めた。国内ロツァムパの中にも国籍を付与されていない者が存在しており、彼らへの更なる国籍付与が、この集団の主要な政治的目標となったのである<sup>51</sup>。

このロツァムパ集団は、当初政党結成までも図ったが、これは憲法・選挙法の規定からして容認され得ないために断念した。そこでこの集団は、新たに結成された2党にアプローチし、ロツァムパへの国籍付与推進等の

(Bhutan People's Party: BPP. 1990年結成)、ブータン国民会議派 (Druk National Congress: DNC. 1994年結成)、ブータン共産党 (Bhutan Communist Party (Marxist-Leninist-Maoist) : BCP (MLM). 2003年ごろ結成)、ブータン・タイガー・フォース (Bhutan Tiger Force. BCP (MLM) の軍事部門とも目されている) などがあげられる。外務省海外安全情報ホームページ「ブータン」 <<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo.asp?id=039>>

50 南部問題におけるインド政府の対応については、Parmanand, *The Politics of Bhutan: Retrospect and Prospect*, South Asia Books, 1992, pp.199-201. を参照。南部問題の発生については、インドの西ベンガル州を中心に1986年以降発生したグルカ族による自治州建設運動（グルカランド運動）の影響も大きい。ところがインドのグルカランド運動団体の間ですらブータンのネパール系難民に対する態度は分かれている。グルカ国民解放戦線 (Gorkha National Liberation Front: GNLF) はネパール系難民に対して距離を置く態度であり、全印グルカ連盟 (Akhil Bharatiya Gorkha League: ABGL) は逆にブータン政府を非難している。Rajesh S. Kharat, *op.cit.* (4), pp.82-83.

51 Gyambo Sithey & Tandi Dorji, *op.cit.* (10), p.40-41. ブータンでは犯罪に加担したことがないことを示す「安全証明書」 (Security Clearance Certificate) が全国民に向けて発行されており、ブータンで職業に就く際に必要とされている文書となっている。しかし、数千人のロツァムパについて、その親族が南部問題の発生に関わったとして安全証明書の発行を当局から拒否されていたという。EUEOM *op.cit.* (9), p.24.

要望を受け入れるよう求めている。その結果、PDPは要望受入れを拒否し（理由は不明）、DPTは逆に了承したため、ロツァムバ集団は後者を支持することにした。実際には、DPTがロツァムバ集団の主張を選挙運動で提唱しようとしたところ、ECBから違法行為であるとしてこれを停止させられている。それでも、南部問題におけるPDPとの姿勢の違いをDPTが示す上では十分であったと思われる<sup>52</sup>。

なおECBは、南部問題を選挙運動で持ち出すことについては極めて厳しい態度で臨んだ。上述のとおりDPTの国籍付与をめぐる選挙運動を停止させたほか、両党がマニフェストで当初盛り込んでいた南部問題の記述を削除させる措置をとっている<sup>53</sup>。この問題では選挙戦最中の3月1日に、サルパン県ゲレブ選挙区のPDP候補がECBにより失格を宣告、候補差替えを命じられた事件も起きた。当該PDP候補は、おそらくはDPTへの対抗手段として、ジグメ・ティンレーDPT党首の南部問題に係る過去の強硬な言動を指摘する文書を配布したのである。この行動が、DPTの抗議を受けたECBにより「政治的利益のために悪意をもたらし地方主義を煽動することを目的とした活動」と判定された<sup>54</sup>。

いずれにしてもECBのこれらの統制・措置は、南部問題が依然としてブータンの国政にとって敏感かつ微妙な問題であることを物語っている。

---

52 Gyambo Sithey & Tandi Dorji, *Ibid.*, p.41. ロツァムバ集団の活動により、具体的にどれほどの票数が動いたかは明らかでない。ただし同書は、この時のロツァムバ集団が「南部全体を“vote bank”にした（特定コミュニティによる集団投票を実践することを意味する）」と表現しており、更にDPTがロツァムバ集団の要望を受入れたことに対してPDPが選挙後に非難を加えた、と記述している。これらから判断すると、やはり南部有権者の投票行動への影響は重大であったと思われる。

53 EUEOM, *op.cit.* (9), p.19.

54 *Ibid.*, p.20. なおEUEOMは、失格は過度に厳しい処分である、と批判している。

#### 4 選挙戦の結果

投票の結果は、図2のとおりである。DPTが45選挙区で勝利し、実に95.7%の議席を占有するという文字通りの圧勝を取めた。一方のPDPは、2議席にとどまったばかりか、サンゲ・ゲドゥプ党首までもが落選を喫する惨敗であった。ただし、全国的な得票率から見ると、DPTが67%、PDPが33%となり、単純小選挙区制の非比例的配分が如実に表れている。

このようなDPTの地滑りの勝利の原因については、①ジグメ・ティンレー党首の雄弁かつ飾り気のない演説技術に基づくカリスマ性<sup>55</sup>、②党首を含め大臣5人を擁するなど政治経験豊富な候補者が揃っていたために有権者に安心感を与えたこと<sup>56</sup>、③公務員・軍人等からのDPT支持が強かったこと（郵便投票の結果からうかがえる）<sup>57</sup>、④ロツァムパからの支持獲得の成功（前述）などが指摘されている。有権者の投票動向については、図3のようなインタビュー調査結果も出ており、特に党首が重要な投票判断基準となったことがうかがえる<sup>58</sup>。

55 Sonam Kinga, *op.cit.* (27), p.316.

56 “The people have spoken But what have they said?” *Kuensel*, March 26, 2008.

57 “Bureaucrats make postal ballots count,” *Kuensel*, March 26, 2008; Sonam Kinga, *op.cit.* (27), p.316. なお*The Bhutanese*紙は、PDPに有力官僚が結集したことが（本文2（4）該当箇所参照）一種の派閥結成行為と見なされ、かえって公務員全体での不安や懸念を引き起こしたと指摘している。*The Bhutanese, op.cit.* (41)

58 出典の*Rural District Survey*は、ギャムボ・シテ氏とタンディン・ドルジ（*rta mgrin rdo rje*）氏がガサ・プナカ・ハ・トンサ・サルパン・タシガン・モンガル・シエムガン・サムツェの9県24選挙区において、500人の有権者・120人の公務員・選挙事務従事者に対し、2008年4月から11月にかけて実施したインタビュー調査である。なおタンディン・ドルジ氏は、2008年国民議会議員選挙にPDP候補者として参戦するも落選、現在は新党であるブータン協同党（*'brug mnyam rub tshogs pa*: Druk Nyamrup Tshogpa

図2 2008年国民議会選挙結果

## (1) 全国投票・得票状況

推定有資格者数	378,786	
登録有権者数	318,465	
投票者数	252,812	
投票率／登録有権者(%)	79.38	
投票率／有資格者(%)	66.74	
DPT	得票数	169,490
	得票率(%)	67.04
	獲得議席数	45
PDP	得票数	83,322
	得票率(%)	32.96
	獲得議席数	2

## (2) 地域別・郵便投票の得票状況

		得票数	得票率(%)
DPT	東部	68,363	76.3
	西部	36,982	57.1
	中部	12,765	63.2
	南部	51,240	65.6
	郵便投票	13,320	77.8
PDP	東部	21,262	23.7
	西部	27,740	42.9
	中部	7,448	36.8
	南部	26,872	34.4
	郵便投票	3,799	22.2

出典：Gyambo Sithey & Tandi Dorji, *Drukyl Decides: in the Minds of Bhutan's First Voters*, Centre for Research Institute, Bhutan, 2009, pp. 230-352. に基づき筆者作成

図3 有権者の意向

(数字はいずれも%)

## (1) 民主主義制度で最も重要なものは何か

政党	9.5
党首	41.5
候補者	39.7

## (3) DPTの勝因は何か

党首	43.5
DPT候補者に5大臣	14.8
候補者	10.7
選挙運動	8.3
党员	8.1

## (2) 何に対して投票したか

政党	9.1
党首	39.3
候補者	45.2

## (4) PDPの敗因は何か

党首	25.5
党员	15.0
候補者	8.3
選挙運動	6.1
DPT候補者に5大臣	5.5

出典：Rural District Survey (Gyambo Sithey & Tandi Dorji, *Drukyl Decides: in the Minds of Bhutan's First Voters*, Centre for Research Institute, Bhutan, 2009, p.94.) に基づき筆者作成

他方のPDP側の敗因としては、①PDP候補に様々な選挙上の違反行為や違反に至らないまでも疑わしい行為が目立ったこと<sup>59</sup>、②大臣が多いDPTを皮肉るPDPの批判手法<sup>60</sup>、③DPTを「王党派」(Royalist)と見なして批判する海外報道<sup>61</sup>、④有力な実業家・地主・官僚のPDPへの参加<sup>62</sup>につき、結果的に多くの有権者の反感を買ったことが指摘されている。更に、サンゲ・ゲドゥップ党首の父がビジネス・土地所有の拡大を目的として不当に低い価額で農民たちから土地を買い上げようとしたことが反発を招いていた、との海外報道もある<sup>63</sup>。

選挙終了後、PDPは党大会などで選挙の公平さに疑問を投げかけたが<sup>64</sup>、EUEOMや各国監視団からは、選挙の過程・結果に係る不正は指摘されていない。結局、PDPも選挙結果を受け入れる旨を4月3日に表明した。9日にジグメ・ティンレー党首は、ブータン史上初となる民選の総理大臣に就任し、21日に国民議会議員は就任の宣誓を行った。PDPからはツェリン・トブゲ (*tshe ring stobs rgyas*: Tshering Tobgay) 議員が国民議会内反対党党首に任命された<sup>65</sup>。

(DNT))の中核メンバーとして活動している。

59 Sonam Kinga, *op.cit.* (27), pp.316-317.

60 ペマ・ギャルポ「ブータン選挙報告」『海外事情』56巻5号, 2008.5, p.133.

61 同上

62 *The Bhutanese, op.cit.* (41)

63 *Reuters, op.cit.* (28)

64 4月1日にはプナカ・ティンプー・ワンデユの各県から400人の請願者が首都に集結し、民主化は時期尚早であり王政復古すべき旨を国王に直接申し入れたが、国王は民主主義導入の必要性を訴え、これを受け入れなかった。翌2日に、PDPは選挙結果に係る異議申立てをECBや高等裁判所に対して行ったが、後日これらの申立ては全て却下されている。Sonam Kinga, *op.cit.* (27), pp.319-320; ペマ・ギャルポ 前掲注60, p.137.

65 なおこの時点でも、政党としてのPDPにおいてはサンゲ・ゲドゥップ氏が党首に留任していた。ツェリン・トブゲ議員が正式にPDPにおいて党首に選出されたのは、1年後の2009年3月22日のことである。“PDP President



### Ⅲ 選挙制度の特徴と分析

ブータンにおける民主主義的・競合的な政治制度の導入は、歴代国王の強い意思による「上からの」改革であった。それは、1953年の（旧）国民議会創設を嚆矢とする第3代国王以来のワンチュク王家の宿願であり、2007年12月から2008年3月にかけての両院議会選挙、2008年7月18日の憲法公布でようやく実現した息の長い取り組みである。しかし民主主義的・競合的な政治制度を希求する一方で、南北を印中両大国に挟まれた中での独立維持と安全保障を可能とする安定した強い政府の創出は、ブータンにとっての至上命題でもあった。歴代国王は、国の独立と安定こそが第一であることを常に強調し、更に言えば民主主義的・競合的な政治制度の導入も、あくまでこの独立・安定の文脈の中で語られ、位置づけられるものと言える<sup>66</sup>。

安定した強い政府の創出と民主主義的・競合的な制度の導入との双方を目指すという二律背反にも近い困難な取り組みの中で、最終的にブータンで導入された選挙制度は、「2党絞込み」・「政党の選別」という極めて独特な特徴を備えることになったのである。

---

formally resigns,” *Bhutan Broadcasting Service (BBS)*, March 22, 2009.  
<<http://www.bbs.com.bt/PDP%20President%20formally%20resigns.html>>

66 例えば在位中の前国王は、『NEWSWEEK』誌のインタビューに答えて以下のような発言をしていた。「私は、いかなる政治的变化にも反対していない。君主政は一人の人間に権力が集中するわけだから、政治の形態としては最善だとは思わない。私が後世に残せる最も重要な遺産は、弱小国家ブータンに不可欠な、力強く動的で問題解決能力のある政治システムだと、常々信じてきた。」(傍点筆者)「ブータンのワンチュク国王に聞く 伝統を守らなければ国家の独自性は失われる」『NEWSWEEK 日本版』5巻42号, 1990.11.8, p.57.

## 1 「2党絞込み」

### (1) 「2党絞込み」の意図

ブータン国民議会議員選挙における制度的特徴の1つは、新規を含む不特定多数の政党の選挙参加を認めつつも、最終的な国民議会の構成は必ず2党とする、いわば「2党絞込み」がなされる点にある。このように、競合的政党システムでありながら最終的に議会を構成する政党数を事前に指定しておく選挙制度は、他国では類例がないと見られる<sup>67</sup>。

ブータンがこのような選挙制度を設計した意図として、EUEOM最終報告書は、①安定した二党制の導出、②選挙運営管理者や有権者にとって平易な制度であること等を指摘している<sup>68</sup>。なお憲法と選挙法はインドのアドバイザーの支援も受けて制定されたものであるが<sup>69</sup>、しかし実際に成立した国民議会議員選挙制度は、単純小選挙区制の採用という点ではインドと同一になりながらも、2党を超える多党制を拒否するという決定的な相違点を持つものとなったのである。この制度について例えばソナム・トブ

67 アフリカのソマリランドは、3を超える政党の存在を許さないという憲法規定を置いている（憲法第9条第2項）。しかし、選挙参加の時点で政党数を限定してしまう制度は、サルトーリ博士の言う「非競合的システム」に該当するものであり（ただしソマリランドの制度は、「非競合的システム」に該当するとはいえ、そこに分類される政党制のいずれにも位置づけられない逸脱事例と言えるかもしれない）、「競合的システム」に該当するブータンの「2党絞込み」とは全く意味合いが異なる。

68 EUEOM, *op.cit.* (9), p.10.

69 憲法についてはK・K・ベヌゴパール（Venugopal, Kottayan Katankot.）インド最高裁判所上級法務官が、選挙法についてはインド選挙委員会のS・K・メディラッタ（Mediratta, S.K.）法律顧問が、それぞれ制定過程においてアドバイザーとして関与した。“Thimphu thank-you for India’s democracy gift hamper: from poll experts to EVMs,” *Indian Express*, February 7, 2007. <<http://www.indianexpress.com/news/thimphu-thankyou-for-indias-democracy-gift-hamper-from-poll-experts-to-evms/22707/2>>

ゲ (*bsod nams stobs rgyas*: Sonam Tobgay) 高等裁判所（現・最高裁判所）長官は、将来的には「インドのような多党制」を望むが、現時点では「米国のような二党制」を導入した、と『インディアン・エクスプレス』（*Indian Express*）紙の取材に答えている<sup>70</sup>。また、「2党絞込み」への批判も実際に起きていたようであるが、ECBのデキ・ペマ (*bde skyid pad ma*: Deki Pema) 委員は、ブータンにはインドが直面しているような多党制を受け入れる余裕はない、第1回投票段階で多党の参加は保証されている等の反論をしている<sup>71</sup>。

単純小選挙区制は、モーリス・デュベルジェ博士が「政党の二元主義は、単純多数一回投票制度の『不動の法則』であるとみなすことができる」<sup>72</sup>と述べたように、原則として政党数を削減し、二党制をもたらしやすい選挙制度である。しかし現実にはインドでは多数の政党が選挙を勝ち抜いており、二大政党とされる国民会議派・インド人民党のいずれも、近年では一党単独で過半数を制する状況ではなくなっている。この点についてジョバンニ・サルトーリ博士は、デュベルジェ博士の観点を引き継ぎつつも、単純小選挙区制のような「強い選挙制度」と政治的立場の二極化等が固定化されている「強い政党システム」の組み合わせとなっている国では二党制を促進するが、「強い選挙制度」と政治的立場の固定化が見られない「弱い政党システム」の組み合わせとなる国では、全国レベルでは二党制を促進せず、選挙区レベルでのみ二極化を促進する、と指摘している<sup>73</sup>。

---

70 *Indian Express, Ibid.*

71 Madhu Rajput, *op.cit.* (42), p.60.

72 モーリス・デュベルジェ著、岡野加穂留訳『政党社会学』潮出版社、1970、p.251。（原書名：Duverger, M. *Political Parties*, 1954）

73 ジョヴァンニ・サルトーリ著、岡沢憲美監訳、工藤裕子訳『比較政治学 構造・動機・結果』早稲田大学出版部、2000、pp.48-50。（原書名：Sartori, Giovanni. *Comparative Constitutional Engineering: an Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes 2nd ed.*, 1996）

さてブータンでは、前述のとおり、2005年の憲法最終草案公表以前には国内に政党が存在していなかった。そこへ憲法・選挙法をもって「上から」国内に新たに政党を作らしめようとしたのだが、そもそも政党文化の土壌が乏しい、あるいは皆無に等しいブータンでの政党の結成は、当初遅々として進まなかった。このようなブータンでは、初の国民議会議員選挙実施段階において「弱い政党システム」の状態に置かれてしまうことは明らかであった。そこに単純小選挙区制“だけ”を導入したとしても、「国民会議派やインド人民党が存在しないインド」のような多党出現状況となる可能性が高かったのである。多党制を統御する自信の無いブータンが採用した最終手段が、「2党絞込み」であったと考えられよう。

## (2) 「一党優位制」の抑制と「2党絞込み」の課題

国民議会議員選挙制度は、政権党と反対党との拮抗、あるいは一定程度までの政権党の優位を理念型として想定していると思われる。しかし単純小選挙区制は、各党の得票と獲得議席につき非比例的配分をもたらしやすい制度である。そのため、特定の政権党による一党優位が固定化・長期化し、反対党その他の政党による政権担当が極めて困難な「一党優位制」が成立する可能性もある。現実には2008年国民議会議員選挙は、DPTが47議席中45議席を獲得する事態となった。更に言えば、全議席を1政党が独占する可能性も存在する。

ただしブータンの選挙制度の導入者は、「一党優位制」の成立を抑制する制度的仕掛けを、いくつか盛り込んでいるように思われる。その仕掛けの1つが、憲法第18条の反対党規定である。

それによれば、政権党は反対党の有益な責務を承認しなければならず（第1節）、また反対党は、政府（政権党）への反対をなし、政策手法その他の重要な根源を明らかにし、公務全般への質問を行う権利を有する（第5節）。同条の規定は、たとえ反対党が国民議会内で極めて少数の議席しか確保できなかったとしても、政権党に対する監視・牽制等の面では、議

席数の差にもかかわらず1対1の対抗関係を保証するものとなっている。また、1党による国民議会議席独占という事態に対しても、この事態そのものが合憲性を問われるという意味で、反対党規定が一定の抑止となるであろう。もっとも現時点では、1党独占という事態が実現した場合における反対党議員の選出について、具体的な法的・制度的保証は存在しない。そのような保証を用意しておくことが望ましいのではなかろうか<sup>74</sup>。

この他、国民議会議員選挙を実施する際には、総理大臣に代わって最高裁判所長官が非政党暫時政府を指揮し、政権党が政府の資源を自党に有利なように使用させないよう図っていることも（憲法第19条）<sup>75</sup>、「一党優位制」という懸念への対応の1つと考えられる。更に総理大臣の3期以上就任禁止規定（憲法第17条第2節）や国民議会議員の65歳定年制も、政権

---

74 例えばEUEOM, *op.cit.* (9), pp.10-11.は、補償議席（“compensatory seats”）制度の導入を提案している。これは、ブータン王国憲法第12条第1節は国民議会の議席数を最大55人と定めていることから、現行の小選挙区47議席に加えて、最大8議席につき全国での得票比率に応じて2党に分配するものである。ただし同節では、「国民議会において各選挙区の投票人により議員1人が直接選出されることについて、法律上で定められなければならない。」と明記しており、議員の選出方法は小選挙区制に限ることを前提にしていると思われる。そのため、このような制度を導入する場合には、憲法改正か最高裁判所による憲法判断などが必要となる可能性が高い。

75 この制度は、バングラデシュ憲法（第15次憲法改正前における第4編第2A章「非政党暫時政府」、第58B条から第58E条）を模範にしたと考えられる。バングラデシュでの非政党暫時政府制度は、1990年に民主化運動でフセイン・ムハマッド・エルシャド大統領が辞任した後、史上最も自由・公正な選挙と評価された1991年国政選挙を雛型とし、1996年の第13次憲法改正で制度化したものとされる。ただしバングラデシュの場合は、暫時政府の首席顧問を務める者を「最近退官した最高裁判所長官」としており（第58C条第3項）、現職の最高裁判所長官とするブータンとはこの点で異なる。なおアワミ連盟のシェイク・ハシナ首相は、2011年6月の第15次憲法改正において憲法第4編第2A章を削除、すなわちこの非政党暫時政府制度を廃止してしまった。以上、村山 前掲注8, pp.185-187.

党を含む各政党の人的構造を流動化させ、有権者の投票判断を更新させる可能性を有している。

しかし以上のような仕組みは、主に既存の政権党と反対党との関係についてのものである。既存2党以外の新たな政党が国民議会議員選挙に参加する上では、後述するECBの厳格な政党の選別等もあって困難が大きいことは否定できないであろう。政権党を担う政党の固定化だけでなく、政権党・反対党を担う2党の固定化も抑制し、より幅広い政党の参加を可能とする制度への改良が今後求められると思われる<sup>76</sup>。

## 2 「政党の選別」

ここまで国民議会の構成を最終的に2党に絞り込む点につき解説してきたが、ブータンの選挙制度でもう1つ注目すべき特徴は、選挙参加の段階でも政党の選別が実施されている点である。もちろんECBへの登録申請自体は不特定多数の政党に門戸を開いているが、ECBによる選別は独特にして厳しいものとなっている。この選別の狙いは、「全国政党」・「非コミューナル政党」・「大衆政党」の創出にあると考えられる。

### (1) 「全国政党」・「非コミューナル政党」の創出

まず、憲法・選挙法に定める政党要件により、政党は全国レベルでの支持を確保することを求めており、かつ、民族・宗教・地域・言語・性別等に基づく政党の結成を認めていない。これは、各政党を「全国政党」・「非コミューナル政党」たらしめ、極端なコミューナル政党や小規模政党へ分裂す

---

76 第1回投票で敗北した政党がその後も存続し得るようにするなど、より多角的・多党的な民主主義体制を目指すべきことを主張している例としては、“More political parties, the merrier, really,” *Business Bhutan*, June 8, 2012. <<http://www.businessbhutan.bt/?p=9931>> を参照。

る可能性を減じることが狙いにあると考えられる。また、選挙戦の段階においても、政党・候補者によるコミユナリ的な煽動は禁止されている。

民族・宗教・地域などに基づく政党が結成された場合には、自己の帰属する集団のための主張を極大化することで、国内に紛争・対立をもたらす可能性がある。南北に印中の両大国が存在し、南部問題を抱えるブータンにとって、そのようなコミユナリ紛争の発生は国家の存亡にかかわる事態であり、その回避が念頭にあることがうかがえよう。更に南アジア政治では、政党政治とコミユナリ暴動の関係性も根深い<sup>77</sup>。それゆえに特定のコミユナリに基づかない「全国政党」・「非コミユナリ政党」の創出が目指されたと考えられる。もちろん、これには政党数削減の狙いも含まれるであろう。

もつとも、この種のコミユナリ政党を制限することは、同時に基本的人権と参政権の問題となることも否定し得ない。将来的には、安全保障との兼合いの中で制限の妥当性につき議論が活発化する可能性もある。

## (2) 「大衆政党」の創出

憲法や選挙法が定める政党要件や政党のフォーマットは、政党に党内組織の構築と自立した収入源の確保を義務づけている。このようにECBによる政党の管理を厳格にしている最大の狙いは、デュベルジェ博士の言う「大衆政党」の創出にあると考えられる。

「大衆政党」とは、黨員制度を有し、黨員が納付する党費に財政的に依存し、日常的に政党宣伝活動を展開するような高度に組織化された政党である。これと対照的な存在は「幹部政党」で、個別の名望家（議員や資本家等）が中心で黨員の組織を行わず、資金も党外部の支援者から受け取り、

---

77 南アジアにおけるコミユナリ暴動と政党政治との関係についての近年の論考としては、木村真紀子「『暴動』をいかにとらえるか—南アジアにおける集合的暴力論の理論的展開—」『PRIME』27号、2008.3、pp.109-120.がある。

選挙時に活動が最高潮に達するような緩やかな構造の政党である<sup>78</sup>。ブータンの憲法や選挙法の規定は、政党に「大衆政党」としての体裁を整えることを明らかに義務づけており、「幹部政党」にとどまることを認めないものとなっている。

ブータンの意図は、サミュエル・ハンティントン博士が指摘するような、大衆の支持を制度化し政治的安定性をもたらすことが可能な「強力な政党」を確立することにあると考えられる。第二次大戦後の新興国・途上国においては、大衆の支持や制度化が乏しい「弱体な政党」が政権を握った場合には、暴力・反乱等の政治的不安定を生ずる可能性が高かった<sup>79</sup>。おそらくはブータンもこれを教訓にしようとしたのであろうが、そもそも政党文化が存在しなかったがために、「上から」憲法や選挙法の厳格な規定を適用しなければ「強力な政党」を創出する術が無かったと考えられる。なお2008年6月時点でDPT、PDP両党の党員を合計すると27,735人であり、これは推定選挙権有資格者数の7.3%に相当するとされる。*Druknyul Decides*は、選挙権有資格者に占める党員の比率が低いとしているが<sup>80</sup>、実際には、他国と比較しても（絶対数とはもかく）この比率は決して低いものではない。法制度が党の組織化を強力に促していることがうかがえる。

しかしDPTとPDPは、前述の成立過程から見ても、出自は「幹部政党」である。ECBが「大衆政党」としての政党要件や政党フォーマットを2党に課したのみでは、ブータンの政治文化（無政党文化）や選挙参加までの時間等の制約もあり、簡単に「大衆政党」化できるはずがないのが現実である。実際に、2008年国民議会議員選挙が終了した途端に、両党とも政党としての活動が低調となったことは否定できない点などを見ても、依然

---

78 デュベルジェ 前掲注72, pp.81-89.

79 サミュエル・ハンティントン著、内山秀夫訳『変革期社会の政治秩序』サイマル出版会、1972, pp.436-437.（原書名：Huntington, Samuel P. *Political Order in Changing Societies*. 1968）

80 Gyambo Sithey & Tandi Dorji, *op.cit.* (10), p.111.



として「幹部政党」としての性質が残存しているように思われる<sup>81</sup>。また、政党が使用可能な資金源につき、(入党)登録料、党費、党員による献金の3種に限定されていることに対する不満は、既成政党を中心に根強い<sup>82</sup>。この点については、政党に対する国家助成の是非に係る議論も起こっている<sup>83</sup>。ただし、このような政党の外部資金源の制限、特にブータン外部からの献金の制限は、印中両大国に挟まれた小国としての安全保障意識を反映して設けられたのではないかと考えられ得る。また、現行制度で党員による献金に1人当たりの上限を設定していることについても、富裕者による政党支配の可能性を減じる狙いがあるものと推測できる。

これらから見ても、政党の発展に係る将来的な方向性がどのようになるかは依然見通しが立たない。厳格な政党規定や政党のフォーマットが特に新規政党の参政権を制限しかねないという議論も、将来的には起こり得るだろう。

---

81 例えば両党の公式ホームページ（DPTは<<http://www.dpt.bt/>>、PDPは<<http://www.pdp.bt/>>）は、2008年国民議会議員選挙後ほぼ休止状態にあった。DPTは2012年に、PDPは2013年に、それぞれホームページの運用を再開した。なおPDPは、ホームページ運用停止期間中、ツェリン・トブゲ党首がブログやソーシャルメディアで情報を常時発信し、これで代替していた模様である。

82 Gyambo Sithey & Tandi Dorji, *op.cit.* (10), p.109.

83 現在のDPT政権は、政党の財政を支援するための国家補助を認める制度を導入しようとしている。しかしECBと国家評議会は、そのような制度は、憲法第15条第4節二号（「登録構成員により提供された献金等を除き、いかなる寄贈も受け取ることが許されず」）に抵触するとして反対しており、2013年現在でも議論の決着はついていない。“Assembly decides to toe Constitutional line,” *Kuensel*, July 18, 2008. <<http://www.kuenselonline.com/modules.php?name=News&file=article&sid=10793>>

## おわりに

初の民選国会成立後、2013年1月現在に至るまでブータンでは、国政の根幹を揺るがすような大きな政治的事件は発生していない。DPT政権による国政運営は概して混乱が少なく、PDPもわずか2議席ながら反対党として国民議会での役割を果たした。制度導入者が意図していたであろう「安定政権の樹立」という点では、順調な足取りにあるとすることができるのではなからうか。また、次回の2013年総選挙において、既存2政党の他に新たに3政党の参戦が確実になっていることは、国政選挙への参加の重要性が前回よりも国民の間で認識されたことの証左の1つとすることができると思われる<sup>84</sup>。

今後の注目点は、2013年7月までに実施が予定されている第2回国民議会議員選挙がどのような構図で展開されるかである。2008年の国民議会議員選挙では政策的な論点は特別に存在しておらず、強いて言えば、党首同士、中間層－富裕層、公務員・軍人－地方名望家、東部－西部といった構図がある程度まで見受けられた、ということになるだろう。しかし、次回選挙はDPT政権の5年間の国政運営に対する評価としての投票、すなわち「業績投票」としての色合いを帯びる可能性が高い。

経済面では、名目GDPが2008年の約547億グルタムから2011年の約856億グルタムへ伸び、実質GDP成長率は2008年が4.7%、2009年が6.7%、2010年が11.8%、2011年が8.5%となっている点を見れば<sup>85</sup>、DPT政権の運

---

84 *Business Bhutan, op. cit.* (76). なお2013年国民議会議員選挙への参戦を目指している新規3政党は、前掲注58のDNT、ブータン大衆党 ('brug spyir dbang tshogs pa: Druk Chirwang Tshogpa: DCT)、ブータン一切平等党 (*bhutaan kun mnyam par ti*: Bhutan Kuen-Ngyam Party: BKP) である。2013年1月、これら3党はいずれもECBから登録を承認された。この他、ブータン国民党も2013年選挙への参戦を目指していたが、2012年中に断念した。

85 National Statistics Bureau, Royal Government of Bhutan, *op.cit.* (40);

営は堅調であったと評価することもできる。しかし2012年初めにはルピー危機（外貨準備としてのルピー不足）も発生するなど<sup>86</sup>、依然としてブータン経済に脆弱な面があることは否定できない。

さらにブータンにとって大きな課題となっているのが貧困対策である。2007年の報告書でも、ブータン全体での貧困率は23.2%（人口基準）であった。ティンプー（2.4%）、パロ（3.9%）、ガサ（4.1%）の3県が貧困率1桁の一方で、サムドゥップ・ジョンカル（38.0%）、ルンツェ（43.0%）、モンガル（44.4%）、サムツェ（46.8%）、シェムガン（52.9%）などが深刻な数値となっている<sup>87</sup>。特に東部・南部での貧困率の高さが目立ち、地方間で格差が開いていることがうかがえる。DPT政権は、第10次5か年計画など各種政策を実施することで2013年末までに国内貧困率を15%まで減少させることを目標としていた<sup>88</sup>。これまでの執政に係る政策成果や次期に向けての新政策の提示などが、次回選挙の争点となる可能性はある。新規3政党がいずれも「社会民主主義」（Social Democratic）を標榜していることは、この課題への関心の高さを示す1つの兆候と考えること

---

*Bhutan at a Glance 2012*, National Statistics Bureau, Royal Government of Bhutan, October 2012. <<http://www.nsb.gov.bt/pub/baag/BAAG%202012.pdf>>

86 政府が組織したルピー危機に係るタスクフォースは、ルピー危機の主因として、①燃料等の輸入、②ブータンで働くインド人労働者の送金、③インドの私設教育機関で学ぶ学生の学費、④インドの民間医療機関にかかる患者の治療費の4点を指摘したとされる。“indian laborers remitted rs 1.3bn in the last fiscal,” *Business Bhutan*, May 12, 2012. <<http://www.businessbhutan.bt/?p=9700>>

87 *Poverty Analysis Report 2007*, National Statistics Bureau Royal Government of Bhutan, December 2007. <<http://www.nsb.gov.bt/pub/surveys/par/par2007.pdf>>

88 “Poverty Eradication & Internationally Agreed Development Goals,” United Nations Development Programme (UNDP) Bhutan Official Website <<http://www.undp.org.bt/poverty.htm>>

もできる<sup>89</sup>。

この他の主な国政課題としては、土地改革<sup>90</sup>や農業政策（特に農産物の国内産業としての育成等）などが存在している。また2012年には、中国との国交樹立・国境交渉や国連安全保障理事会非常任理事国選挙などを含む外交問題も重要課題に浮上した<sup>91</sup>。いずれにしても政策論争がほとんど

89 DNT、DCT、BKPの3党は、何らかの形で「社会民主主義」について言及している。ここでの「社会民主主義」とは、主に経済格差の是正、富の再分配、貧困の撲滅等を目指す考え方と解釈されている模様である。“For good and bad, social democracy is in,” *The Journalist*, June 11th, 2012. <<http://www.thejournalist.bt/wp/?p=739>>

90 2012年の第9期国会では土地法（The Land Act）の改正法案が審議されていたが、現国王は、改正法案では（国家機関を除き）王族を含むあらゆる土地所有者について所有面積の上限を設定すべきである、との旨の詔勅（*Kasho*）を両院に向けて発した。大規模土地所有を制限するための改革につき更なる促進を意図したものと考えられている。“Kasho to set the tone for discourse,” *Kuensel*, June 20, 2012. <<http://www.kuenselonline.com/2011/?p=32653>>

91 対中関係では、2012年6月21日にジグメ・ティンレー首相と温家宝首相が史上初のブータン・中国首脳会談をリオ・デ・ジャネイロで行ったことが注目される。この際に中国外交部や中国メディアは、ジグメ・ティンレー首相が中国との早期国交樹立につき言及したと報じたため、インドのメディアや有識者から懸念を示す反応が幅広く見られた。ただしインドの政府レベルでは、ブータンや中国に対する特別な反発や懸念は示されておらず、その旨の報道も見当たらない。また、2010年9月29日の第65回国連総会において、ブータンは安全保障理事会の非常任理事国選挙（2013～14年度、アジア枠）に立候補することを表明し、2012年10月18日の第67回国連総会で韓国、カンボジアとの選挙戦に臨んだ。しかし第1回投票において、韓国（116票）、カンボジア（62票）に次ぐ最下位（20票）に終わった。これらジグメ・ティンレー首相の各種外交活動に対し、PDPのツェリン・トブゲ党首は*The Bhutanese*紙において全面的な批判を展開した。“OL says Gov't UNSC bid and foreign policy has damaged Bhutan's national interests,” *The Bhutanese*, November 17, 2012. <<http://www.thebhutanese.bt/ol-says-govts-unscc-bid-and-foreign-policy-has-damaged-bhutans-national-interests/>>

存在しなかった2008年国民議会議員選挙とは構図が一変する可能性も否定できないであろう。

<謝辞>

本稿の執筆にあたり、森靖之・日本ブータン友好協会副会長、坪野和子・埼玉大学非常勤講師、佐藤令・国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課調査員の各位から貴重な御助言をいただいた。この場を借りて心より感謝申し上げたい。